

# 国土ニュース

第212号 令和2年6月1日

発行:株式会社 国土工営

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-36 S&Sビル 2階

TEL : 03-5227-3601 FAX : 03-5227-3604

<http://www.kokudokouei.co.jp>

編集責任者:上甲 覚

## 生活を支えるための支援について

5月25日(月)政府は、東京など5都道府県への緊急事態宣言を解除しました。4月7日に発出した宣言は約7週間振りに解除となりましたが、東京都は、独自に定めたロードマップで、ステップ1(今後段階的に緩和され

### 【新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策】

名称	支給額	受給対象者	備考
特別定額給付金	給付対象者1人につき10万円	給付対象者の属する世帯の世帯主	郵送申請かオンライン申請。申請期限は申請受付開始日から3ヶ月以内
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金	対象児童1人につき1万円	令和2年4月分の児童手当の受給者	申請不要
持続化給付金	法人:200万円 個人事業主:100万円	一月の売上前年同月比で50%以上減少している事業者	
実質無利子・無担保融資	中小事業:6億円 国民事業:8,000万円	最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年と比較して5%以上減少した事業者等	
住宅確保給付金	東京都特別区の場合 単身世帯:53,700円 2人世帯:64,000円 3人世帯:69,800円	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方	従来の給付から拡充
傷病手当金	支給を始めた日から最長1年6ヶ月(傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2)	1.業務災害以外の病気や怪我の療養のため働くことができないこと 2.4日以上仕事を休んでいること	
雇用調整助成金	労働者1人1日8,330円	事業主	今後15,000円に引き上げる予定
小学校休業等対応助成金1	上限:8,330円 令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円	労働者を雇用する事業主	
小学校休業等対応助成金2	4,100円(定額) 令和2年4月1日以降の日については、7,500円(定額)	委託を受けて個人で仕事をする方	
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業1	2,200円	民間企業に勤め、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない方	割引券の配布
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業2	2,200円	自営業やフリーランスで、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない方	割引券の配布

出典:厚生労働省生活を支えるための支援のご案内から抜粋(令和2年5月27日時点)

る予定)の休業要請の縛りが強く、ほとんどの業種で経済活動は停滞したままです。これらの現状に、多くの事業主や労働者は、事業の継続が困難になったり、日々の生活に困窮してきており、早急に抜本的な支援が求められています。

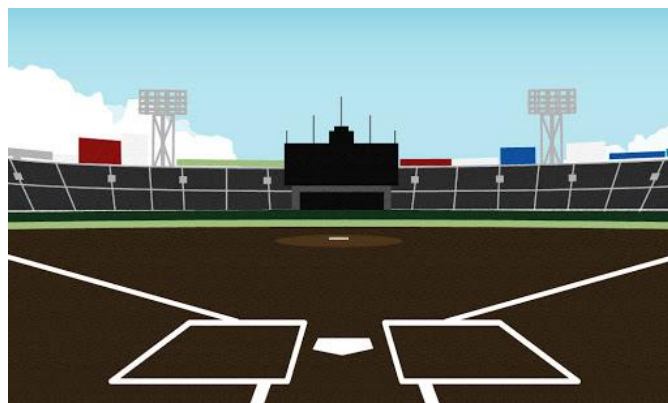
上述の表は、5月27日現在で政府が実施している主な支援策の一覧表です。今後も随時支援策が更新されていきますので、適宜情報をキャッチするようご対応をお願いします。

## 高校球児の聖地

政府の緊急事態宣言解除に歩調を合わせる形で、プロスポーツの世界でも、プロ野球(NPB)は6月19日、プロサッカー(Jリーグ)はJ1リーグが7月4日スタートと、当面は無観客ながらも、徐々に日常を取り戻しつつあります。

但し、アマチュアスポーツについては全般的に見通しが立っていないものが多く、特に学生スポーツにおいては、生徒の安全確保の見地から、8月10日から実施予定だったインターハイ(全国高等学校総合体育大会)が早々に中止を決定しています。

そうした中で、5月20日に高野連(日本高等学校野球連盟)は、インターハイと同日に開催予定だった、第102回全国高等学校野球選手権大会について、地方大会も含めて中止する旨、決定したとの発表がされました。



夏の大会は歴史が特に長く(春の選抜大会は1924年から開催)、1915年(大正4年)の第一回大会開催から100年を超えています。中止は今回で通算3回目(過去の2回は、米騒動があった1918年の第4回大会と戦争の影響を受けた1941年の第27回大会。※1942年~1945年は戦争の影響で中断扱い)で、戦後では初めてです。100年を超す長い歴史の中では、当然、数々のドラマが生まれてきましたが、このドラマを紡ぎ出してきた舞台であり、また高校球児にとっての聖地が、ご存知「甲子園」です。甲子園の正式名称は「阪神甲子園球場」と言いますが、これは昨今流行りの「ネーミングライツ」ではなく、純粋に阪神電鉄によって建設・所有されているところからこのような名称となっています。

甲子園という名前の由来は、竣工した年からきています。甲子園の竣工した年は、1924年(大正13年)ですが、この年は、十干(甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸)と、十二支(子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥)のそれぞれ最

初に来る「甲（きのえ）」と「子（ね）」が重なる年でした。この十干は10個、十二支は12個ありますので、最小公倍数の60で一周し、60歳＝還暦となりますが、甲と子の両文字が並ぶ年は昔から縁起が良いとされ、これにあやかって名付けられました。

全国高等学校野球選手権大会（当時は中等学校）の第1回大会は、豊中球場（現在の大阪府豊中市）でスタートしましたが、諸問題から開催が難しくなり、第3回大会以降は、鳴尾球場（現在の兵庫県西宮市）で開催されました。実は、この鳴尾球場の所有者が阪神電鉄でした。しかし、この鳴尾球場も観客席が狭いという問題を抱え、スタンドが木製で、且つ、仮設ということもあり、これ以上の続行が難しくなったため、代替地として、急遽、当時廃川となった広大な埋め立て地に新球場を建設することになり、完成したのが現在の甲子園球場です。当初の構想では、収容人数は5万人と、前年の1923年に完成した米国ニューヨークのヤンキースタジアムと並び、世界最高規模のスタジアムでした。



しかし、いくら当時中等学校野球（現在の高校野球）の人气がピークに達したとはいえ、当時はまだ野球の創成期でした。しかも人気球団である阪神タイガースが存在しない（創立は1935年）にもかかわらず、あえて巨大プロジェクトを遂行したのには大きな理由がありました。

阪神電鉄の本業は、文字通り鉄道事業であり、甲子園建設当時は、甲子園を含めた周辺の沿線を並行して走るライバルの阪急電鉄（現在はホールディングスの傘下同士）と熾烈な沿線開発の真只中でした。

ライバルの阪急電鉄を興した小林一三は、鉄道を起点とした沿線開発というビジネスモデルの先駆者で、当時農村地帯だった宝塚に、温泉や宝塚歌劇等の娯楽を創生し、合わせて一大高級住宅街を作り上げ、大成功しました。勢いに乗った阪急電鉄は、阪神電鉄が先行して開業していた大阪神戸間にも鉄道を並行して完成させ、岡本（兵庫県神戸市）を中心に沿線を開拓していきました。既に先行して開通させていた阪神電鉄としては、現路線を生命線として守るため、華やかなイメージが定着しつつある阪急に対抗するために、野球場を中心とした一大テーマパークを完成させることで、利用者を増やそうとしました。

新球場の建設は、第10回大会に間に合わせるため24時間体制の急ピッチで進められ、結果3月の着工から僅か4ヶ月で完成という、今の技術でも恐らく不可能ではないと言われる程の、信じられないスピードで竣工に漕ぎ着けました。しかし、出来上がった新球場の外観は、コンクリートむき出しの無機質なもので、現在ではありふれたデザインでも、当時の世情では受け入れられ難い状況でした。また、追加で煉瓦を貼付けたり、ペンキを塗るには費用が掛かり過ぎるために、経営陣は頭を抱えてしまいました。そこで参考にしたのが、蔦で覆われた中世ヨーロッパの古城です。甲子園の建設地は、元々廃川になった場所ですから、地下水が豊富なこともあり、繁殖力が高い蔦を植えることで、安価で手っ取り早く外国風のモダンな外観になるということで、竣工年の秋から冬にかけて植えられました。こうして蔦に覆われた現在の外観が誕生したのです。

ちなみに、1924年の建設当時の蔦は、2006年の大改修で一度伐採されたものの、その苗木を全国の高校生が育て、改修後外壁に戻されており、子孫が未だに頑張っていることとなります。

今の高校野球は、部活動という枠を超越し、ポピュラーな国民イベントの一つとなっています。それだけに、今回の大会中止による影響は計り知れません。そんな中、全国で独自の地方大会等を開く動きがみられます。安全が担保されるのは当然ですが、今まで子供達から感動を与えられていた大人達が、今度は安全な舞台を整える為に叡智を結集し、感動のお返しをして欲しいと思います。

#### トリニテシステム業務提携先（令和2年6月現在）

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協（伊丹・尼崎・西宮）



#### 国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
  - ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
  - ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
  - ④中小企業のM&A、事業再生
- などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

本 社：03-5227-3601  
横 浜 支 店：045-651-2841  
名 古 屋 支 店：052-588-2322  
関 西 支 店：075-212-2801  
大 阪 事 務 所：06-6920-5551